

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 9 年 9 月 22 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称

住所

フリガナ 代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

・奈良県大和高田市大字西坊城259番地の3

・株式会社福本工務店

・代表取締役 福本欣三

TEL 0745-53-3372 FAX 0745-52-1863

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	



指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 22 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

奈良県大和高田市大字西坊城259番地の3

株式会社福本工務店

代表取締役 福本欣三

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ 株式会社	フクモトコウケン 福本工務店	
住 所	奈良県大和高田市西坊城259-3		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 福本欣三	代表取締役 福本欣三	
変更に係る事項	変 更 前 代表取締役	変 更 後 代表取締役	変 更 年 月 日
代表者の氏名	福本輝夫	福本欣三	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 9 月 22 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

奈良県大和高田市大字西坊城259番地の3
株式会社福本工務店
代表取締役 **福本欣三**

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市大字西坊城259番地の3
株式会社福本工務店

会社法人等番号	1500-01-013366		
商号	株式会社福本工務店		
本店	奈良県大和高田市大字西坊城259番地の3		
公告をする方法	官報に掲載する		
会社成立の年月日	昭和53年8月3日		
目的	1. 土木建築の設計、監理、施工及び請負 2. 宅地造成及び造園業 3. 前各号に付帯する一切の業務		
発行可能株式総数	8万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万株		
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記	
資本金の額	金2000万円		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	福本欣三	平成21年8月31日就任
			平成21年9月11日登記
	取締役	福本輝夫	平成21年8月31日就任
			平成21年9月11日登記
	取締役	藤本佳代	平成28年4月15日就任
			平成28年4月21日登記

奈良県大和高田市大字西坊城259番地の3
株式会社福本工務店

	奈良県大和高田市大字西坊城259番地の3 代表取締役 福本欣三	平成21年 8月31日就任
		平成21年 9月11日登記
	監査役 福本真樹子	平成21年 8月31日重任
		平成21年 9月11日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 5月26日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 9月22日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

杉本孝 誠



(商号)

株式会社 福本工務店 定款

昭和53年7月29日公証人認証

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社 福 本 工 務 店
と称する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築の設計、監理、施工及び請負
2. 宅地造成及び造園業
3. 前各号に付帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を 奈良県 大和高田市 に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当社の公告は、官 報
に掲載する。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行する株式の総数及び株主の新株引受権)

当社の発行する株式の総数は 80000 株とし、その株式は

すべて額面株式とする。

2 当会社の株主は、新株について引受権を有する。

第6条 (額面株式の1株の金額)

当会社の発行する額面株式の1株の金額は、金 500円とする。

第7条 (株式の記名式、株券の種類)

当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、株券の種類は、1株券、10株券、100株券及び500株券の四種類とする。

第8条 (株券不所持の申出)

株主がその株式につき株券の所持を欲しない旨の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申出の場合には株券の添附を要しない。

第9条 (株式の譲渡制限に関する規定)

当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。

第10条 (名義書換)

当会社の株式につき名義書換を請求するには、請求書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、譲渡以外の事由により株式の名義書換を請求するには、株券のほかにかその原因を証する書面を提出しなければならない。

第11条 (質権の登録及び信託財産の表示)

当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、請求書に当事者が署名または記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

その登録または表示の抹消についても同様とする。

第12条 (株券の再発行)

株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、請求書に署名または記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、請求書に署名または記名
捺印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。
い。

3 株券の不所持の申出をした株主が株券の発行または返還を請求するに
は、その旨の請求書を提出しなければならない。

第13条 (手 数 料)

前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなけれ
ばならない。

第14条 (株主名簿の閉鎖)

当会社は、毎決算期の翌日から定時株主総会の^{3月を超えない期間}終結の日迄株主名簿の記載
の変更を停止する。

2 前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定
するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更
を停止し、または基準日を定めることができる。この場合には、その期間
または基準日を2週間前に公告するものとする。

第15条 (株主の住所等の届出)

当会社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人若くは代表者
は、当会社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け
出なければならない。

届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

第16条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時
株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

第17条 (議 長)

株主総会の議長は、社長がこれに当る。

社長に事故あるときは、他の取締役がこれに当り、取締役の全員に事故が
あるときは、出席株主中から選任された者がこれに代る。

第18条 (決議)

株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
ただし、法令またはこの定款に別段の定めによるべき場合はこの限りでない。

第 4 章 取締役、監査役及び取締役会

第19条 (取締役及び監査役の員数)

当社の取締役は3名以上 5名以内、監査役は1名以上 2名以内とする。

第20条 (取締役及び監査役の選任)

当社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第21条 (取締役及び監査役の任期)

取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまでとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とし、また補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

第22条 (役員 の 欠 員)

取締役または監査役中に欠員が生じたときは、法定の員数を欠かない限りその補欠選任を延期しまたは行なわなくてもよい。

第23条 (取締役会の招集)

取締役会は、代表取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。

2 取締役全員の同意ありたるときは、招集の通知を省略して取締役会を開くことができる。

第24条 (代表取締役)

当会社を代表すべき取締役またはその共同代表の定めは、取締役会の決議によりこれを定める。

2 代表取締役の中1名は社長とする。

第25条 (業務執行)

当会社には社長1名のほか、専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選任する。

2 社長は当会社の業務を統轄し、専務取締役は社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。

3 社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、専務取締役または常務取締役が社長の職務を代行する。

第5章 計 算

第26条 (営業年度)

当会社の営業年度は年1期とし、毎年 6 月 / 日から翌年 5 月 3 / 日までとする。

第27条 (中間配当)

取締役会の決議により、毎年 / / 月末現在の株主名簿に記載された株主または質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をすることができる。

第28条 (利益配当)

利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

第6章 附 則

第29条 (設立に際して発行する株式)

当会社の設立に際して発行する株式の総数は 20000 株とし、すべて額面株式とする。

第30条 (設立に際しての株式発行価額)

当会社の設立に際しての株式発行価額は、1株金 500 円とする。

第31条 (最初の営業年度)

当社の第1期営業年度は、当社設立の日から昭和54年5月31日までとする。

第32条 (最初の取締役及び監査役の任期)

当社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後第1回の定時株主総会の終結に至るまでとする。

第33条 (発起人の住所、氏名及び発起人が引受けた株式数並びに引受価額)

発起人の氏名、住所及び発起人が引受けた株式数並びに引受価額は、次の通りである。

引受株式数及び価額	住所・氏名
額面株式/0.000株 金 5,000,000 円	住所 奈良県大和高田市大字西坊城259番地の3 氏名 福本輝夫
額面株式4,000株 金 2,000,000 円	住所 奈良県大和高田市大字西坊城259番地の3 氏名 福本貞子
額面株式2,000株 金 1,000,000 円	住所 大阪府交野市大字倉治1058番地の7 氏名 福本博文
額面株式 2,000株 金 1,000,000 円	住所 奈良県宇陀郡榛原町大字萩原2429番地 氏名 福本忠志
額面株式 600株 金 300,000 円	住所 奈良県宇陀郡菟田野町大字宇賀志847番地 氏名 松村源平
額面株式 200株 金 100,000 円	住所 奈良県北葛城郡香芝町大字五位堂576番地 氏名 松村辰雄
額面株式 200株 金 100,000 円	住所 奈良県大和高田市大字曾大根758番地 氏名 上加世田 司

昭和 53 年 第 109 号

定款 認証 証書

前記 株式会社 福本工務店

設立について右定款に記載されている

同会社の発起人 福本禪夫 外 6 名の

代理人 黄塚正文 は

本職面前において右定款式通を提出し

その各通について前記発起人各自の記

名押印であることを自認する旨陳述した

よつて本職は公証人法第六拾貳条の参

に従いこの旨を記載してここに認証す

る 但し定款中表紙を除き表紙 10 行目 9 字

旁
良
地
大
注
務
局
用
印
証
人
名
場

加入あるを認める

13

昭和53年 7月 29日 本職役場において

15

奈良県大和高田市三倉堂434番地の1

16

奈良地方法務局所属

17

公証人 藤井三郎

18

上記は原本である

19

奈良県大和高田市三倉堂434番地の1

20

奈良地方法務局所属

21

公証人

藤井三郎

22

23

24

以上 株式会社 福本工務店 設立のためこの定款を作成し、
発起人は次に記名押印する。

昭和53年7月28日

氏名 福本輝夫

氏名 福本貞子

氏名 福本博文

氏名 福本忠志

氏名 松村源平

氏名 松村辰雄

氏名 上加世田司



表紙を除き2枚目表面10行目9字加入

R3 9/22

原本に相違
ありません

奈良県大和高田市大字西坊城259番地の3

株式会社福本工務店

代表取締役 福本欣三

